

浅川町エネルギー価格高騰対策支援金 及びゼロカーボン事業支援金 の交付について

— 浅川町エネルギー価格高騰対策支援金について —

浅川町では、エネルギー価格高騰により事業の経営に影響を受けている町内の事業者等に対し、支援金を交付します。

対象事業者

すべてに該当すること

- 支援金の交付を申請する時点で町内に事業所等を有し、事業を継続していること
- 農林水産業以外の事業を営み、継続して事業収入を得ている者
- 浅川町暴力団排除条例に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する事業でないこと
- 地方公共団体でないこと
- 町から出資、運営費補助、指定管理をうけていない事業者であること

支援金額

令和8年1月1日現在の常時雇用する従業員数（事業主及び事業専従者は従業員に含まない）

- | | | | |
|--------------|------------|--------------|------------|
| ● 0人（事業主等のみ） | … 30,000円 | ● 1人から5人以下 | … 60,000円 |
| ● 6人から20人以下 | … 130,000円 | ● 21人から50人以下 | … 280,000円 |
| ● 51人以上 | … 500,000円 | | |



常時雇用する従業員とは、正社員・パート・アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する従業員を指します。

① 期間の定めなく雇用されている者
② 過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者、または雇い入れ時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

申請期間

令和8年3月10日(火)から令和8年8月31日(月)まで

申請方法

申請書及び以下書類を添付のうえ、申請のこと

- ① 浅川町エネルギー価格高騰対策支援金及びゼロカーボン事業支援金交付申請書兼請求書
- ② 業種及び常時雇用する従業員数が確認できる書類
(決算書類、申告書類、登記書類、給与等の支払いや雇用に関する書類、各種補助申請等のために官公庁や公的機関へ提出した書類などの写し)
- ③ 振込先口座の通帳の写し
- ④ その他、町長が必要と認めるもの
- 交付申請書は役場窓口または町ホームページからダウンロードできます



浅川町役場企画商工課 TEL0247-36-2815

～さらに上乗せして交付される「ゼロカーボン事業支援金」については裏面をご覧ください～

－ゼロカーボン事業支援金について－



ゼロカーボン事業支援金とは

浅川町2050ゼロカーボンシティの実現に貢献する取組を率先的に実施し、「ふくしまゼロカーボン宣言」をした事業者等に対し、「浅川町エネルギー価格高騰対策支援金」に加え、「ゼロカーボン事業支援金」として上乗せ交付します。

なお、事業におけるエネルギーの利用に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化防止を図ることを目的としています。

支援金交付の対象条件

- 「ふくしまゼロカーボン宣言」への賛同登録
- 事業に伴う二酸化炭素排出量の見える化
(福島県作成「見える化ツール(無料)」活用可)
- 浅川町2050ゼロカーボンシティの実現に貢献する取組を率先的に実施するとともに町の各施策及び調査等の協力

※「ふくしまゼロカーボン宣言」の登録をしないと対象となりません



「ふくしまゼロカーボン宣言」への登録はこちら

ゼロカーボンシティの実現に貢献する取組例

- 省エネ診断を受診し、結果に基づいた取組の実践
- 次世代自動車（EV,FCV,PHEV,HV）の導入
- 再生可能エネルギー由来の電力契約への切替え
- グリーン購入（環境配慮型商品）の普及促進

など、実施可能なものから取組んでいただく必要があります。

- 照明設備のLED化
- 節電・節水の実施
- 再生可能エネルギー設備（太陽光や蓄電システムなど）の導入
- 可燃ごみ減量化・食品ロス削減・5Rの推進
- 敷地内の緑化、環境保全活動の実施



支援金額

- 「ゼロカーボン事業支援金」は、「浅川町エネルギー価格高騰対策支援金」に上乗せして交付します。
- 「ゼロカーボン事業支援金」は、令和8年1月1日現在の常時雇用する従業員数に併せて、
 - ①令和7年12月31日時点でゼロカーボン宣言をしている場合の事業者等
 - ②令和8年1月1日以降にゼロカーボン宣言をしている場合の事業者等で、交付金額が異なります。

①令和7年12月31日時点でゼロカーボン宣言をしている場合の事業者等

- | | | | |
|--------------|------------|--------------|------------|
| ● 0人（事業主等のみ） | … 15,000円 | ● 1人から5人以下 | … 30,000円 |
| ● 6人から20人以下 | … 65,000円 | ● 21人から50人以下 | … 140,000円 |
| ● 51人以上 | … 250,000円 | | |

※事業者等の交付申請は
1事業者1回限りとし、
複数の業種を営む場合
であっても、追加又は
2回目以上の交付申請
は認めません。

②令和8年1月1日以降にゼロカーボン宣言をしている場合の事業者等

- | | | | |
|--------------|------------|--------------|-----------|
| ● 0人（事業主等のみ） | … 7,500円 | ● 1人から5人以下 | … 15,000円 |
| ● 6人から20人以下 | … 32,500円 | ● 21人から50人以下 | … 70,000円 |
| ● 51人以上 | … 125,000円 | | |

申請書及び必要書類

- 表面の「浅川町エネルギー価格高騰対策支援金」を申請する際に提出する、「浅川町エネルギー価格高騰対策支援金及びゼロカーボン事業支援金交付申請書兼請求書」にある必要事項を記入し、申請となります。
併せて、「ゼロカーボンチャレンジ宣言書」を提出していただきます。
なお、令和8年1月1日以降に「ふくしまゼロカーボン宣言」をした事業者は、登録されたことが確認できる福島県からのメールの写しを添付していただく必要があります。

(※「ふくしまゼロカーボン宣言」の令和7年度の登録は3月31日(火)に締め切られます。令和8年度の登録は6月頃から開始される見込みです。)